

令和3年雲南市議会9月定例会 議案概要及び説明者

R3. 9. 3提出分

区 分	議案No.	議 案 名	説明者
議案	承認	11 令和3年度雲南市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて ・ 地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。 ・ 補正額 6,000千円 補正後の額 28,114,000千円	歳入は総務部長 歳出は各部長
		12 令和3年度雲南市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて ・ 地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。 ・ 補正額 3,000,000千円 補正後の額 31,114,000千円	歳入は総務部長 歳出は各部長
		13 令和3年度雲南市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて ・ 地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。 ・ 補正額 13,300千円 補正後の額 1,339,288千円	上下水道部長
	条例	66 雲南市手数料徴収条例の一部を改正する条例について ・ 令和3年5月19日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が一部改正され、個人番号カードの再交付手数料について、カードの発行元である地方公共団体情報システム機構が再交付手数料を徴収する主体となったことにより、条例で規定する再交付手数料の規定を削除する必要があるため、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長
		67 雲南市防災行政無線条例を廃止する条例について ・ 令和3年3月議会において制定し、本年9月中に施行する雲南市防災無線システム設備条例に伴い、三刀屋町をエリアとしていた雲南市防災行政無線を終了し、条例を廃止するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長
	一般事件	68 市道の路線認定について ・ 市道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長
		69 和解及び損害賠償の額を定めることについて ・ 地方公営企業法第40条第2項及び雲南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第7条の規定により適用する地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、水道局水道施設漏水修繕工事に伴う財物損壊事案に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。	副市長

区	分	議案No.	議 案 名	説明者
		70	令和2年度雲南市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について ・地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度雲南市水道事業会計決算に伴う利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和2年度雲南市水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	水道局長
		71	令和2年度雲南市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について ・地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度雲南市下水道事業会計決算に伴う利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和2年度雲南市水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	水道局長
	予算	72	令和3年度雲南市一般会計補正予算（第5号） ・補正額 376,000千円 補正後の額 31,490,000千円	歳入は総務部長 歳出は各部長
		73	令和3年度雲南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） ・補正額 7,400千円 補正後の額 4,287,213千円	市民環境部長
		74	令和2年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） ・補正額 8,223千円 補正後の額 1,185,223千円	市民環境部長
		75	令和3年度雲南市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号） ・補正額 ▲298千円 補正後の額 1,338,990千円	上下水道部長
		76	令和3年度雲南市水道事業会計補正予算（第2号） 【収益的収支】 ・水道事業収益 補正額 256千円 補正後の額 1,377,097千円 ・水道事業費用 補正額 25,782千円 補正後の額 1,345,153千円 【資本的収支】 ・資本的収入 補正額 2,870千円 補正後の額 252,842千円 ・資本的支出 補正額 3,848千円 補正後の額 780,189千円	水道局長
		77	令和3年度雲南市下水道事業会計補正予算（第2号） 【収益的収支】 ・下水道事業収益 補正額 2,063千円 補正後の額 984,950千円 ・下水道事業費用 補正額 1,389千円 補正後の額 885,600千円 【資本的収支】 ・資本的支出 補正額 366千円 補正後の額 741,584千円	水道局長

区	分	議案No.	議 案 名	説明者
		78	令和3年度雲南市病院事業会計補正予算（第1号） 【収益的収支】 ・病院事業収益 補正額 198,596千円 補正後の額 4,507,140千円 ・病院事業費用 補正額 8,175千円 補正後の額 5,206,370千円 【資本的収支】 ・資本的収入 補正額 13,200千円 補正後の額 282,754千円 ・資本的支出 補正額 13,200千円 補正後の額 426,111千円	市立病院 事務部長
	認定	1	令和2年度雲南市一般会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度雲南市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
		2	令和2年度雲南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度雲南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
		3	令和2年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
		4	令和2年度雲南市農業労働災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度雲南市農業労働災害共済事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
		5	令和2年度雲南市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度雲南市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
		6	令和2年度雲南市財産区特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度雲南市財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者
		7	令和2年度雲南市工業用水道事業会計決算認定について ・地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度雲南市工業用水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	水道局長

区	分	議案No.	議 案 名	説明者
		8	令和2年度雲南市病院事業会計決算認定について ・地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度雲南市病院事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	市立病院 事務部長
	諮問	2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長
		3	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長
	報告	19	雲南市土地開発公社の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	政策企画部長
		20	雲南都市開発株式会社の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	産業観光部長
		21	株式会社キラキラ雲南の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	教育部長
		22	公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	教育部長
		23	市有林の信託に係る事務処理状況の報告について ・地方自治法第243条の3第3項の規定により、雲南市有林の信託に係る事務処理状況を議会に報告するものです。	農林振興部長
		24	令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、決算に基づく健全化判断比率を議会に報告するものです。	総務部長
		25	令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の決算に基づく資金不足比率を議会に報告するものです。	総務部長